



取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。であるものの株式又は持分を取得及び保有する投資事業であること。

二 投資事業有限責任組合の株式の取得価額の総額に対する経営力向上（事業承継等を行うものに限る。）を図る中小企業者等の株式の取得価額の割合が百分の五十以上であること。

#### （事業再編投資）

**第六条** 法第十三項の経済産業省令で定める事業は、投資事業有限責任組合の無限責任組合員が当該投資事業有限責任組合によりその株式を保有されている会社に対して経営資源を高度に利用する方法に係る指導を行う事業（当該会社の事業の成長発展を図るため、必要に応じ、当該会社の取締役に対し経営に関する意見を述べることを含むものに限る。）を営むことを約する投資事業有限責任組合契約に基づくものとする。

#### （先端設備等の要件）

**第七条** 法第十四項の迅速に導入することが中小企業者の生産性の向上に不可欠なものとして経済産業省令で定める設備等は、直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するものであって、次の表に掲げる指定設備に該当するものとする。

指定設備の種類	対象となるものの用途又は細目
減価償却資産の種類	
機械及び装置	全ての指定設備
器具及び備品	全ての指定設備
工具	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）
建物附属設備	全ての指定設備
ソフトウェア	全ての指定設備

2 前項の設備等のうち、中小企業者の生産性の向上に特に不可欠な設備等は、事業者が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠なものとする。

各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額（設備の取得等をする年度の翌年度以降三箇年度におけるものに限る。）を平均した額と設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額（診断及び指導に係る要件）

#### 第八条 法第六条の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 株式会社であること。
- 二 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であること。
- 三 次のイ又はロに掲げる会社以外の会社であること。

#### イ 発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資の総額が一億円を超える法人又は資本金若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をい）、中小企業投資育成株式会社を

除く。以下この号において同じ。）及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人（次の（1）から（3）までに掲げる会社とする。以下この号において同じ。）の所有に属している会社

- (1) 当該大規模法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社
- (2) 当該大規模法人及びこれと（1）に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社
- (3) 当該大規模法人並びにこれと（1）及び（2）に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社の株式の三分の二以上が大規模法人及び当該大

規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社

四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う会社でないこと。

五 次のイからハまでのいずれかに該当する会社であること。

#### イ 新規中小企業者（合併又は分割により設立されたものを除く。）のうち、法第二条第三項第二号に該当するもの（ロ及びハにおいて「第二号新規中小企業者」という。）であつて次の（1）から（3）までのいずれかの要件を満たすものであること又は同項第三号に該当するものであること。

(1) 前事業年度において試験研究費等合計額の中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一十号）第三条第二項に規定する収入金額（第十条第一項第二号ロにおいて「収入金額」という。）に対する割合が百分の三を超えるもの又は売上高成長率（前事業年度の売上高の額（事業年度の期間が一年未満の場合にあつては、当該売上高の額を一年当たりの額に換算した額。以下この（1）において同じ。）の前々事業年度の売上高の額に対する割合又は前事業年度の売上高の額（事業年度」という。）の売上高の額に対する割合を設立事業年度の次の事業年度から前事業年度までの事業年度の数で乗根して得た割合をいう。以下同じ。）が百分の百二十五を超えるもの

(2) 設立の日以後の期間が一年未満の会社であつて、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

(3) 設立の日以後の期間が二年未満の会社であつて、常勤の新事業活動従事者（法第二条第七項に規定する新事業活動に従事する者であつて研究者に該当しない者をいう。以下この（3）において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員

員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

ロ イ（1）から（3）までに掲げる要件のいずれかを満たす第二号新規中小企業者（合併又は分割により設立されたものを除く。）であつて次の（1）又は（2）に掲げる会社の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める要件に該当するものであること。

- (1) 設立の日以後の期間が一年未満の会社（設立事業年度を経過していないものに限る。）事業の将来における成長発展に向けた事業計画（当該設立事業年度における試験研究費等合計額があつては、当該試験研究費等合計額を一年当たりの額に換算した額。（2）において同じ。）の出資金額に対する割合が百分の三十を超える見込みを記載したものに限り、を有すること。
- (2) 設立の日以後の期間が一年未満の会社（設立事業年度を経過しているものに限る。）又は設立の日以後の期間が一年以上の会社 設立後の各事業年度における営業損益金額（営業収益から営業費用を減じた額をいう。）が零未満であり、かつ、次の（i）又は（ii）のいずれかに該当するものであること。
  - (i) 設立後の各事業年度における売上高が零であるもの
  - (ii) 前事業年度において試験研究費等合計額の出資金額に対する割合が百分の三十を超えるもの

ハ その設立の日の属する年十二月三十一日において、イ（1）から（3）までに掲げる要件のいずれかを満たす設立の日以後の期間が一年未満の第二号新規中小企業者（合併又は分割により設立されたもの、及び他の事業者からその全部又は一部を譲り受けた事業者を主たる事業とするものを除く。）であつて次の（1）又は（2）に掲げる会社の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める要件に該当するものであること。

- (1) 設立事業年度を経過していない会社 事業の将来における成長発展に向けた事

業計画（当該設立事業年度における販売費及び一般管理費の合計額（事業年度の期間が一年未満の場合にあつては、当該販売費及び一般管理費の合計額を一年当たりの額に換算した額。（2）において同じ。）が当該会社の出資金額の百分の三十を超える見込みを記載したものに限り。）を有すること。

(2) 設立事業年度を経過している会社 前事業年度において販売費及び一般管理費の合計額の当該会社の出資金額に対する割合が百分の三十を超えるものであること。

六 次のイからハまでのいずれかに掲げる会社の区分に応じ、当該イからハまでのいずれかに定める要件に該当するものであること。

イ 前号イに掲げるものに該当する会社 株主グループ（株主の一人並びに当該株主と法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人及び同条第二項に規定する特殊の関係のある法人をいう。以下この号において同じ。）のうちその有する株式の総数が投資を受けた時点において発行済株式の総数の十分の三以上であるものが有する株式の合計数が、発行済株式の総数の六分の五を超えないものであること。ただし、株主グループのうちその有する株式の総数が最も多いものが、投資を受けた時点において発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式を有するものにあつては、当該株主グループの有する株式の総数が、発行済株式の総数の六分の五を超えないものであること。

ロ 前号ロに掲げるものに該当する会社 株主グループのうちその有する株式の総数が投資を受けた時点において発行済株式の総数の十分の三以上であるものが有する株式の合計数が、発行済株式の総数の二十分の十九を超えないものであること。ただし、株主グループのうちその有する株式の総数が最も多いものが、投資を受けた時点において発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式を有するものにあつては、当該株主グループの有する株式の総数が、発行済株式の総数の二十分の十九を超えないものであること。

ハ 前号ハに掲げるものに該当する会社 株主グループのうちその有する株式の総数がその設立の日の属する年十二月三十一日において発行済株式の総数の十分の三以上であるものが有する株式の合計数が、発行済株式の総数の百分の九十九を超えないものであること。ただし、株主グループのうちその有する株式の総数が最も多いものが、同日において発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式を有するものにあつては、当該株主グループの有する株式の総数が、発行済株式の総数の百分の九十九を超えないものであること。

（特定新規中小企業者の確認）

第九條 新規中小企業者は、前条各号（同条第五号ハ及び第六号ハを除く。）に掲げる要件に該当することについて、当該新規中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）の確認を受けることができる。

2 前項の確認を受けようとする新規中小企業者は、様式第一による申請書一通を都道府県知事に提出するものとする。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 登記事項証明書
- 二 申請日におけるその株主名簿
- 三 常時使用する従業員数を証する書面
- 四 申請日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）における貸借対照表及び損益計算書（設立事業年度を経過している場合に限る。）
- 五 基準事業年度の直前事業年度又は設立事業年度から基準事業年度の直前事業年度までの事業年度における貸借対照表及び損益計算書（前条第五号イ（1）に掲げるもののうち、売上高成長率に係るものに該当するものであることを証する場合に限る。）
- 六 前条第五号ロ（1）に規定する事業計画に係る事業計画書（事業概要及び経営者の略歴が記載されたものに限る。）（同号ロ（1）に該当するものであることを証する場合に限る。）
- 七 設立後の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（前条第五号ロ（2）に該当するものであることを証する場合に限る。）
- 八 前各号に掲げるもののほか、参考となる書類

4 都道府県知事は、第二項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である第二項の新規中小企業者に対して、様式第三による確認書を交付するものとする。

5 都道府県知事は、あらかじめ、申請者である第二項の新規中小企業者の承諾を得て、前項の規定による確認書の交付に代えて、当該確認書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）を提供することができる。この場合において、当該都道府県知事は、同項の規定による確認書の交付を行ったものとみなす。

6 都道府県知事は、第四項の確認をしないときは、申請者である第二項の新規中小企業者に対して、様式第四によりその旨を通知するものとする。

7 都道府県知事は、第四項の確認を交付したときは、同項の確認書の交付を受けた特定新規中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により公表することができる。

8 経済産業大臣は、特定新規中小企業者の資金調達の円滑な実施に関し必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第四項の確認書の交付を受けた特定新規中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

9 経済産業大臣は、前項の都道府県知事から情報の提供を受けたときは、第四項の確認書の交付を受けた特定新規中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により速やかに公表するものとする。

第十條 前条第一項の規定による確認を受けようとする新規中小企業者は、同項の確認に加え、次に掲げる要件のいずれかに該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。この場合においては、前条第二項の様式第一による申請書に代えて、様式第二による申請書を都道府県知事に提出するものとする。

一 設立の日以後の期間が一年未満の会社（設立事業年度を経過していないものに限る。）であつて、事業の将来における成長発展に向けた事業計画を有するもの

二 次のイ及びロのいずれにも該当するものであること。

イ 設立の日以後の期間が五年未満の会社であつて、設立後の各事業年度における営業活動によるキャッシュ・フロー（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第十二条第一号に掲げる営業活動によるキャッシュ・フローをいう。）が零未満であるもの

ロ 次の（1）から（4）までのいずれかに該当するもの

(1) 設立の日以後の期間が一年未満の会社（設立事業年度を経過しているものに限る。）であつて、前事業年度において試験研究費等合計額の収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの又は第八条第五号イ（2）若しくは（3）に該当するもの

(2) 設立の日以後の期間が一年以上二年未満の会社であつて、前事業年度において試験研究費等合計額の収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの、売上高成長率が百分の百二十五を超えるもの又は第八条第五号イ（3）に該当するもの

(3) 設立の日以後の期間が二年以上三年未満の会社であつて、前事業年度において試験研究費等合計額の収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの又は売上高成長率が百分の百二十五を超えるもの

(4) 設立の日以後の期間が三年以上五年未満の会社であつて、前事業年度において試験研究費等合計額の収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの

2 前項の確認の申請は、前条第一項の確認の申請と同時にしなければならない。この場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を同条第二項の申請書に添付するものとする。

一 前項第一号に掲げる要件に該当するものであることの確認を受けようとする場合 次イ及びロに掲げる書類

イ 前項第一号に規定する事業計画に係る事業計画書（事業概要、売上高の見込み及び経営者の略歴が記載されたものに限る。）

ロ 法人税法第百四十八条第一項に規定する届出書の写し

二 前項第二号に掲げる要件に該当するものであることの確認を受けようとする場合、次のイ及びロに掲げる書類

イ 設立後の各事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書  
ロ 設立後の各事業年度に係るキャッシュ・フロー計算書

3 都道府県知事は、第一項の確認をしないときは、同項の確認の申請の日から、原則として一月以内に、申請者である同項の新規中小企業者に対して、様式第五号によりその旨を通知するものとする。

（特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認）

第十一条 法第七条の規定による確認を受けようとする法第六条に規定する特定新規中小企業者は、基準日（当該特定新規中小企業者の発行する株式の払込みの期日（払込みの期間を定めた場合にあっては、出資の履行をした日）又は当該株式が当該特定新規中小企業者の設立に際して発行された場合は、当該設立の日（当該特定新規中小企業者が第八条第五号ハに該当する会社である場合は、当該設立の日の属する年十二月三十一日）をいう。次項第一号ロ及び二、次項第二号イからハまで並びに第十二条の第二項第一号において同じ。）ことに、様式第六による申請書を都道府県知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 当該特定新規中小企業者（第九条第一項の確認を受けていないもの及び同項の確認を受けた後にその主たる事務所を他の都道府県に移転したものに限る。以下この号において同じ。）が法第六条に規定する要件に該当することを証する書類として次に掲げる書類  
イ 登記事項証明書  
ロ 基準日におけるその株主名簿  
ハ 常時使用する従業員数を証する書面  
ニ 基準日の属する事業年度の直前事業年度（ホにおいて「基準事業年度」という。）における貸借対照表及び損益計算書（設立事業年度を経過している場合に限る。）

ホ 基準事業年度の直前事業年度又は設立事業年度から基準事業年度の直前事業年度ま

での事業年度における貸借対照表及び損益計算書（第八条第五号イ（一）に掲げるもののうち、売上高成長率に係るものに該当するものであることを証する場合に限る。）

ヘ 第八条第五号ロ（一）又はハ（一）に規定する事業計画に係る事業計画書（事業概要及び経営者の略歴が記載されたものに限る。）（同号ロ（一）又はハ（一）に該当するものであることを証する場合に限る。）

ト 設立後の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（第八条第五号ロ（二）に該当するものであることを証する場合に限る。）

チ 定款（会社法第四百六十六条の規定による変更をしていないものに限る。）（第八条第五号ハ及び第六号ハに掲げるものいづれにも該当するものであることを証する場合に限る。）

リ イからチまでに掲げるもののほか、参考となる書類

二 当該特定新規中小企業者（第九条第一項の確認を受けたもの（同項の確認を受けた後にその主たる事務所を他の都道府県に移転してないものに限る。）が法第六条に規定する要件に該当することを証する書類として次に掲げる書類

イ 第九条第四項の確認書（第一項の規定による確認の申請が行われた日の属する事業年度において交付されたものであって、基準日以前に交付されたものに限る。）  
ロ 基準日において第八条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当する旨の様式第八による宣言書

ハ 基準日におけるその株主名簿  
ニ イからハまでに掲げるもののほか、参考となる書類

三 前項の特定新規中小企業者により発行される株式を同項の個人が払込みにより取得したことを証する書類として次に掲げる書類  
イ 会社法第三十四条第一項又は同法第二百八条第一項の規定による払込みがあったことを証する書面  
ロ 外部からの投資を受けて事業活動を行うに当たり、個人からの金銭による払込みを受けて株式を発行するときに、その株式の発行による資金調達を円滑に実施するため必要となる投資に関する契約を締結した

契約書の写し（第八条第五号ハ及び第六号ハに掲げる要件のいずれにも該当するものであることを証する場合には、当該契約書の写し又は第一項の特定新規中小企業者により発行される株式の管理に関する契約を締結した契約書の写し）  
ハ イ及びロに掲げるもののほか、参考となる書類  
四 前項の個人が同項の特定新規中小企業者により発行される株式であつて、新株予約権（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十二第四項各号又は第二十六条の二十八の三第三項各号に掲げる新株予約権に限る。以下この条において同じ。）の行使により発行されたものを払込みにより取得した場合にあっては、当該新株予約権を当該個人が払込みにより取得したことを証する書類として次に掲げる書類  
イ 会社法第二百四十六条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面  
ロ 個人からの金銭による払込みを受けて新株予約権を発行するときに締結した投資に関する契約書の写し  
ハ 当該新株予約権の割当日（会社法第二百三十八条第一項第四号に規定する割当日をいう。）における新株予約権原簿  
ニ イからハまでに掲げるもののほか、参考となる書類  
3 第一項の特定新規中小企業者により発行される株式を同項の個人が民法組合等（民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合又は投資事業有限責任組合をいう。）を通じて取得した場合にあっては、当該特定新規中小企業者は、前項各号に掲げる書類（同項第三号ロに掲げるものを除く。）のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。  
一 当該民法組合等の組合契約書の写し  
二 当該民法組合等が取得した当該株式（会社法第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第九十九条第一項に規定する募集株式）に限る。次項第二号において同じ。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面  
三 様式第九による当該民法組合等が民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約

によって成立するものである旨を誓約する書面

4 第一項の個人が同項の特定新規中小企業者により発行される株式を、当該個人が受益者となつた信託（指定金銭信託であつて、合同運用信託（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十一号に規定する合同運用信託をいう。）以外のものに限る。以下同じ。）の財産として取得した場合にあっては、当該特定新規中小企業者は、第二項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 当該信託に係る信託契約書の写し  
二 当該信託の財産として取得した当該株式の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面  
三 前二号に掲げるもののほか、参考となる書類

5 都道府県知事は、第一項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である第一項の特定新規中小企業者に対して、同項の個人ごとに様式第十による確認書を交付するものとする。

6 都道府県知事は、あらかじめ、第一項の特定新規中小企業者の承諾を得て、前項の規定による確認書の交付に代えて、当該確認書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供することができる。この場合において、当該都道府県知事は、同項の規定による確認書の交付を行ったものとみなす。

7 都道府県知事は、第五項の確認をしないときは、申請者である第一項の特定新規中小企業者に対して、同項の個人ごとに様式第十一によりその旨を通知するものとする。

第十二条 第八条第五号イ又はロ及び第六号イ又はロに掲げる要件に該当する特定新規中小企業者（第十条第一項の確認を受けていないものに限る。）は、前条第一項の確認に加え、第十条第一項第一号又は第二号に該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。この場合においては、前条第一項の様式第六による申請書に代えて、様式第七による申請書を都道府県知事に提出するものとする。

2 第十条第二項及び第三項の規定は、前項の確認の申請について準用する。この場合において、第十条第二項中「同条第二項」とあるのは「同条第一項」と、同条第三項中「新規中小企

業年度から基準事業年度の直前事業年度ま

業者」とあるのは「特定新規中小企業者」と、「様式第五」とあるのは「様式第十二」と読み替えるものとする。

(特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認の取消し)

**第十二条の二** 都道府県知事は、第十一条第一項の確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該者に対し、当該確認を取り消すことができる。

- 一 基準日において特定新規中小企業者でないことが明らかになったとき。
- 二 第十一条第一項の確認の申請に際して不正又は虚偽の申請を行ったとき。

**2** 都道府県知事は、前項の規定により第十一条第一項の確認を取り消した場合においては、当該確認を受けた者に対して、様式第十二の二により当該確認を取り消した旨を通知し、当該確認に係る確認書の返還を求めるとする。

**3** 都道府県知事は、第一項の規定により第十一条第一項の確認を取り消したときは、当該確認を受けた者の所在地の所轄税務署長にその旨を通知するとともに、その旨を公示しなければならない。

(外国関係法人等に関する経済産業省令で定める関係)

**第十三条** 法第十四条第一項の経済産業省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当する関係とする。

- 一 外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。以下この条及び第三十二条において「外国法人等」という。）の発行済株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この条及び第三十二条において「株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を特定事業者が所有する関係
- 二 次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人等の役員その他これに相当する者（以下この条及び第三十二条において「役員等」という。）の総数の二分の一以上を特定事業者の役員又は職員が占める関係
- イ 当該外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を当該特定事業者が所有していること。

ロ 当該特定事業者の所有する当該外国法人等の株式等の数又は額が百分の二十以上、百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれのものが所有する当該外国法人等の株式等の数又は額をも下回っていないこと。

百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれのものが所有する当該外国法人等の株式等の数又は額をも下回っていないこと。

三 外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を、子会社若しくは外国子会社（特定事業者が前二号に規定する関係を有する場合における当該各号の外国法人等をいう。以下この条において「子会社等」という。）又は子会社等並びに当該特定事業者が所有する関係

四 次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人等の役員等の総数の二分の一以上を、子会社等又は子会社等並びに当該特定事業者の役員等又は職員が占める関係

イ 当該外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を、子会社等又は子会社等並びに当該特定事業者が所有していること。

ロ 子会社等又は子会社等並びに当該特定事業者の所有する当該外国法人等の株式等の数又は額が、当該外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の二十以上、百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれのものが所有する当該外国法人等の株式等の数又は額をも下回っていないこと。

**2** この条において「子会社」とは、特定事業者が発行済株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数若しくは額の株式若しくは出資を所有する関係又は第一号若しくは第二号に該当し、かつ、役員等の総数の二分の一以上を当該特定事業者の役員若しくは職員が占める関係を持つている他の事業者をいう。

一 当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を当該特定事業者が所有していること。

二 当該特定事業者の所有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額が、当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の百分の二十以上、百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれのものが所有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額をも下回っていないこと。

(経営革新計画の承認の申請)

**第十四条** 法第十四条第一項の規定により経営革新計画に係る承認を受けようとする特定事業者は、様式第十三による申請書一通及びその写し一通を行政庁に提出しなければならない。

**2** 前項の申請書及びその写しには、次の書類を添付しなければならない。

- 一 当該特定事業者（法人である場合に限る。）の定款
- 二 当該特定事業者（組合等の場合にあつては、当該経営革新計画に参加する全ての構成員）の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

**3** 法第十四条第一項ただし書の代表者は、三名以内とする。

**第十五条** 法第十五条第一項の規定により経営革新計画の変更に係る承認を受けようとする特定事業者は、様式第十四による申請書一通及びその写し一通を行政庁に提出しなければならない。

**2** 前項の申請書及びその写しには、次の書類を添付しなければならない。

- 一 当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の実施状況を記載した書類
- 二 定款に変更があつた場合には、その変更後の定款
- 三 前条第二項第二号に掲げる書類（経営力向上設備等の要件）

**第十六条** 法第十七条第三項の経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定める設備等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 次の表の上欄に掲げる指定設備であつて、次に掲げるいずれの要件（当該指定設備がソフトウェア（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下この号及び次号において同じ。）である場合及びロの比較の対象となる設備が販売されていない場合にあつては、イに掲げる要件に限る。）にも該当するもの
- イ 当該指定設備の区分ごとに同表の下欄に掲げる販売が開始された時期に係る要件に該当するものであること。

具工品備び及具器	減価償却資産の種類	指定設備	
		対象となるもの用途又は細目	販売が開始された時期に係る要件
測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）	全ての指定設備	当該指定設備が製造した同一の種別に属する設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分をいう。以下この号において同じ。）に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該指定設備の製造業者が製造した当該指定設備と同一の種別に属する設備の型式区分に限る。）に属する設備と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の経営力の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。	当該指定設備が、その属する型式区分（同一の製造業者が製造した同一の種別に属する設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分をいう。以下この号において同じ。）に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該指定設備の製造業者が製造した当該指定設備と同一の種別に属する設備の型式区分に限る。）に属する設備と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の経営力の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。
全ての指定設備	全ての指定設備	当該指定設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。以下この表において同じ。）開始の日以後の日であること。	当該指定設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。以下この表において同じ。）開始の日以後の日であること。







八 当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類

- イ 暴力団員等
- ロ 法人でその役員のうちイに該当する者があるもの
- ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（事業再編投資計画の認定）

**第十九条** 経済産業大臣は、法第二十条第一項の規定により事業再編投資計画の提出を受けた場合において、速やかにその内容を審査し、当該事業再編投資計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者たる投資事業有限責任組合に交付するものとする。

- 1 「中小企業等経営強化法第二十条第一項の規定に基づき同法第二十三条に規定する事業再編投資を実施する事業再編投資計画として認定する。」
- 2 経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十六による書面を当該投資事業有限責任組合に交付するものとする。

（事業再編投資計画の変更に係る認定の申請）

**第二十条** 法第二十一条第一項の規定により事業再編投資計画の変更に係る認定を受けようとする認定事業再編投資組合は、様式第十七による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。
  - 一 当該事業再編投資計画に従って行われる事業再編投資の実施状況を記載した書類
  - 二 第十八条第二項に掲げる書類

3 経済産業大臣は、法第二十一条第一項の変更の認定の申請に係る事業再編投資計画の提出を受けた場合において、速やかにその内容を審査し、当該事業再編投資計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定事業再編投資組合に交付するものとする。

「中小企業等経営強化法第二十一条第一項の規定に基づき認定する。」

4 経済産業大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十八による書面を当該認定事業再編投資組合に交付するものとする。

（認定事業再編投資計画の取消し）

**第二十一条** 経済産業大臣は、法第二十一条第二項の規定により認定事業再編投資計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十九による書面を当該認定を取り消す認定事業再編投資組合に交付するものとする。

（経営力向上関連保証の資金の要件）

**第二十二条** 法第二十二條第一項に規定する認定経営力向上事業に必要な資金のうち経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものは、認定経営力向上事業のうち新事業活動、事業承継等又は事業承継事前調査に必要な資金とする。

（導入促進基本計画の協議）

**第二十三条** 法第四十九条第一項の規定により導入促進基本計画の同意を得ようとする市町村の長は、様式第二十による協議書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

（導入促進基本計画の変更の協議）

**第二十四条** 法第五十条第一項の規定により導入促進基本計画の変更に係る同意を得ようとする市町村の長は、様式第二十一による変更協議書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

（先端設備等導入計画の認定の申請）

**第二十五条** 法第五十二条第一項の規定により先端設備等導入計画に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十二による申請書一通を同項に規定する特定市町村の長（以下この条及び次条において同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書（第五項において「申請書」という。）には、先端設備等導入計画の実施により当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類を添付しなければならない。

3 第一項の中小企業者が第七条第二項に規定する先端設備等取得する場合においては、あらかじめ、同項に規定する要件に該当することを証する書類を添付し、これを特定市町村の長に提出しなければならない。

4 当該先端設備等導入計画の申請の日の属する事業年度又は当該日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額（租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第十条の五の

四第五項第八号又は第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下この項において同じ。）から当該日の属する事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額（以下この項において「比較雇用者給与等支給額」という。）を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上となる方針を先端設備等導入計画に記載する場合においては、その旨を従業員に表明したことを証する書類を添付しなければならない。

5 特定市町村の長は、申請書及び第二項から前項までの書類のほか、基本方針及び同意導入促進基本計画に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

（先端設備等導入計画の変更に係る認定の申請）

**第二十六条** 法第五十三条第一項の規定により先端設備等導入計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十三による申請書一通を特定市町村の長に提出しなければならない。

2 前項の申請書（次項において「申請書」という。）には、当該先端設備等導入計画に従って行われる先端設備等導入に係る事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 申請書には、先端設備等導入計画の実施により当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類を添付しなければならない。

4 第一項の中小企業者が取得する先端設備等を変更しようとする場合であつて、その変更後の先端設備等が第七条第二項に規定するものであるときは、あらかじめ、同項に規定する要件に該当することを証する書類を特定市町村の長に提出しなければならない。

（軽微な変更）

**第二十七条** 法第五十五条第三項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、同条第一項に規定する事業継続力強化計画作成指針に定める事項の実質的な変更を伴わないものとする。

（事業継続力強化計画の認定の申請）

**第二十八条** 法第五十六条第一項の規定により事業継続力強化計画に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十四による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 過去において認定事業継続力強化を行った又は現に認定事業継続力強化を行っている中小企業者であつて、新たに法第五十六条第一項の認

定を受けようとするものは、前項の申請書には、直近の認定事業継続力強化の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 第一項の申請書には、経済産業大臣が同項の認定を行うに当たつて参考となる、事業継続力強化に係る事項を記載した書類を添付することができる。

（事業継続力強化設備等の要件）

**第二十九条** 法第五十六条第二項第二号ロの事業継続力強化に特に資する設備、機器又は装置として経済産業省令で定める設備等は、次の表に掲げる設備等のうち、認定事業継続力強化計画における同項第一号に掲げる目標の達成及び同項第二号に掲げる内容の実現又は認定連携事業継続力強化計画における法第五十八条第二項第一号に掲げる目標の達成及び同項第三号に掲げる内容の実現に資するものであることにつき経済産業大臣の承認を受けたものとする。

減価償却資産の種類	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置	自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する次のいずれかに該当するものとして経済産業大臣が定めるもの。 一 自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプその他の自然災害に起因する電気、ガス又は水道水の供給の停止の影響の軽減に資する機能を有するもの 二 排水ポンプその他の自然災害に起因する浸水の影響の軽減に資する機能を有するもの 三 耐震装置、制震装置、免震装置その他の自然災害に起因する設備の転倒又は損壊の影響の軽減に資する機能を有するもの
器具及び備品	全ての設備
建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。） 給排水又は衛生設備及びガス設備 格納式避難設備





**(施行期日)**  
**第一条** この省令は、中小企業経営革新支援法の第一条を改正する法律の施行の日から施行する。  
 (中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法施行規則及び新事業創出促進法施行規則の廃止)  
**第二条** 次に掲げる省令は、廃止する。

一 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法施行規則(平成七年通商産業省令第三十八号)  
 二 新事業創出促進法施行規則(平成十一年通商産業省令第六号)  
**附 則** (平成一七年五月二日経済産業省令第五九号)  
 この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則** (平成一八年四月二八日経済産業省令第六三号) 抄

**(施行期日)**  
**第一条** この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。  
**附 則** (平成一九年三月三日経済産業省令第三二号)  
**(施行期日)**  
**第一条** この省令は、平成十九年四月一日から施行する。  
**(経過措置)**  
**第二条** この省令の施行前に中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(以下「法」という。)第七条に規定する特定新規中小企業者の発行する株式を払込みにより個人が取得した場合における法第八条の規定による確認に係る特定新規中小企業者の要件については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一九年九月二八日経済産業省令第六六号) 抄  
**(施行期日)**  
**第一条** この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年九月三十日)から施行する。  
**附 則** (平成二〇年四月三〇日経済産業省令第三三号)  
 この省令は、公布の日から施行し、改正後の中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則の規定は、平成二十年四月一日から適用する。  
**附 則** (平成二四年八月三〇日経済産業省令第五八号)

この省令は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年八月三十日)から施行する。  
**附 則** (平成二五年九月二五日経済産業省令第四九号)  
**(施行期日)**  
**第一条** この省令は、平成二五年九月二十五日から施行する。  
**(特定新規中小企業者の確認に関する経過措置)**  
**第二条** 経済産業大臣は、新規中小企業者がこの省令による改正前の様式第一による申請書を平成二十五年十月二十五日までに経済産業大臣に提出したときは、その者に対し、なお従前の例により確認書を交付すること又は確認をしない旨の通知をすることができる。  
 (特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認に関する経過措置)  
**第三条** 経済産業大臣は、特定新規中小企業者がこの省令による改正前の様式第四による申請書、様式第五による宣言書及び様式第六による書面を平成二十五年十月二十五日までに経済産業大臣に提出したときは、その者に対し、なお従前の例により確認書を交付すること又は確認をしない旨の通知をすることができる。

**附 則** (平成二六年九月二九日経済産業省令第五一号)  
 この省令は、貿易保険法の一部を改正する法律の施行の日(平成二六年十月一日)から施行する。  
**附 則** (平成二八年三月二四日経済産業省令第二九号)  
 この省令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日(平成二八年四月一日)から施行する。  
**附 則** (平成二八年六月三〇日経済産業省令第八一号)  
 この省令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。  
**附 則** (平成二九年三月一四日経済産業省令第二二号)  
**(施行期日)**  
**第一条** この省令は、平成二九年三月十五日から施行する。

**(経過措置)**  
**第二条** この省令の施行の際現に認定の申請がされている経営力向上計画(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第十三条第一項に規定する経営力向上計画をいう。)に記載されている経営力向上設備等の要件については、なお従前の例による。  
**附 則** (平成三〇年七月六日経済産業省令第三九号)  
 この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年七月九日)から施行する。  
**附 則** (平成三一年三月二九日経済産業省令第四一号)  
**(施行期日)**  
 1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。  
**(経過措置)**  
 2 改正後の中小企業等経営強化法施行規則第八條第二項の規定は、中小企業者等(中小企業等経営強化法第二条第二項に規定する中小企業者等をいう。以下同じ。)がこの省令の施行の日以後に受ける同法第十三条第一項の認定(同法第十四条第一項の規定による変更の認定を含む。以下「認定」という。)のうち同日以後に申請がされるものに係る経営力向上計画(同法第十三条第一項に規定する経営力向上計画をいう。以下同じ。)に記載された同条第三項に規定する経営力向上設備等(機械及び装置並びに建物附属設備に限る。)について適用し、中小企業者等が、同日前に受けた認定及び同日以後に受ける認定のうち同日前に申請がされたものに係る経営力向上計画に記載された同項に規定する経営力向上設備等(機械及び装置並びに建物附属設備に限る。)については、なお従前の例による。  
**附 則** (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)  
 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。  
**附 則** (令和元年七月五日経済産業省令第一九号)  
 この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則** (令和元年七月一二日経済産業省令第二〇号)  
 この省令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月十六日)から施行する。  
**附 則** (令和二年三月三一日経済産業省令第二六号)  
 この省令は、令和二年四月一日から施行する。  
**附 則** (令和二年四月三〇日経済産業省令第四五号)  
 この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則** (令和二年九月一六日経済産業省令第七五号)  
**(施行期日)**  
**第一条** この省令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年十月一日)から施行する。  
**(経過措置)**  
**第二条** 経営革新計画の承認の申請については、この省令による改正後の規定にかかわらず、令和二年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることことができる。  
**第三条** この省令の施行の際現に承認を受けている経営革新計画及び前条の規定によりなお従前の例により申請して承認を受けている経営革新計画の変更に係る承認の申請については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
**第四条** 前二条の規定によりなお従前の例により申請された経営革新計画に係る承認については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
**附 則** (令和二年二月二八日経済産業省令第九二号)  
**(施行期日)**  
**第一条** この省令は、公布の日から施行する。  
**(経過措置)**  
**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、

正する法律の施行の日(令和元年七月十六日)から施行する。  
**附 則** (令和二年三月三一日経済産業省令第二六号)  
 この省令は、令和二年四月一日から施行する。  
**附 則** (令和二年四月三〇日経済産業省令第四五号)  
 この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則** (令和二年九月一六日経済産業省令第七五号)  
**(施行期日)**  
**第一条** この省令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年十月一日)から施行する。  
**(経過措置)**  
**第二条** 経営革新計画の承認の申請については、この省令による改正後の規定にかかわらず、令和二年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることことができる。  
**第三条** この省令の施行の際現に承認を受けている経営革新計画及び前条の規定によりなお従前の例により申請して承認を受けている経営革新計画の変更に係る承認の申請については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
**第四条** 前二条の規定によりなお従前の例により申請された経営革新計画に係る承認については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
**附 則** (令和二年二月二八日経済産業省令第九二号)  
**(施行期日)**  
**第一条** この省令は、公布の日から施行する。  
**(経過措置)**  
**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、

正する法律の施行の日(令和元年七月十六日)から施行する。  
**附 則** (令和二年三月三一日経済産業省令第二六号)  
 この省令は、令和二年四月一日から施行する。  
**附 則** (令和二年四月三〇日経済産業省令第四五号)  
 この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則** (令和二年九月一六日経済産業省令第七五号)  
**(施行期日)**  
**第一条** この省令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年十月一日)から施行する。  
**(経過措置)**  
**第二条** 経営革新計画の承認の申請については、この省令による改正後の規定にかかわらず、令和二年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることことができる。  
**第三条** この省令の施行の際現に承認を受けている経営革新計画及び前条の規定によりなお従前の例により申請して承認を受けている経営革新計画の変更に係る承認の申請については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
**第四条** 前二条の規定によりなお従前の例により申請された経営革新計画に係る承認については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
**附 則** (令和二年二月二八日経済産業省令第九二号)  
**(施行期日)**  
**第一条** この省令は、公布の日から施行する。  
**(経過措置)**  
**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、

正する法律の施行の日(令和元年七月十六日)から施行する。  
**附 則** (令和二年三月三一日経済産業省令第二六号)  
 この省令は、令和二年四月一日から施行する。  
**附 則** (令和二年四月三〇日経済産業省令第四五号)  
 この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則** (令和二年九月一六日経済産業省令第七五号)  
**(施行期日)**  
**第一条** この省令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年十月一日)から施行する。  
**(経過措置)**  
**第二条** 経営革新計画の承認の申請については、この省令による改正後の規定にかかわらず、令和二年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることことができる。  
**第三条** この省令の施行の際現に承認を受けている経営革新計画及び前条の規定によりなお従前の例により申請して承認を受けている経営革新計画の変更に係る承認の申請については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
**第四条** 前二条の規定によりなお従前の例により申請された経営革新計画に係る承認については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
**附 則** (令和二年二月二八日経済産業省令第九二号)  
**(施行期日)**  
**第一条** この省令は、公布の日から施行する。  
**(経過措置)**  
**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、

当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年三月三十一日経済産業省令第二四号） この省令は、科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

附則（令和三年三月三十一日経済産業省令第三四号）

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。（施行期日）

2 改正後の中小企業等経営強化法施行規則第二十四条の規定は、中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）がこの省令の施行の日以後に受ける同法第五十条第一項又は第五十二条第一項の認定（同法第五十一条第一項又は第五十三条第一項の規定による変更の認定を含む。以下単に「認定」という。）のうち同日以後に申請がされるものに係る事業継続力強化計画（同法第五十条第一項に規定する事業継続力強化計画をいう。以下同じ。）又は連携事業継続力強化計画（同法第五十二条第一項に規定する連携事業継続力強化計画をいう。以下同じ。）に記載された同法第五十条第二項第二号口又は第五十二条第二項第三号口に規定する事業継続力強化設備等（建物附属設備に限る。以下単に「事業継続力強化設備等」という。）について適用し、中小企業者が、同日前に受けた認定及び同日以後に受ける認定のうち同日前に申請がされたものに係る事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に記載された事業継続力強化設備等については、なお従前の例による。

附則（令和三年六月一日経済産業省令第五三号）

1 この省令は、公布の日から施行する。（施行期日）

2 この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の様式により使用されている書類は、第二条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

附則（令和三年七月三〇日経済産業省令第六五号）

1 この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。ただし、第三条のうち中小企業等経営強化法施行規則第三十四条の第二項を加える改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

2 経営革新計画の承認の申請については、この省令による改正後の中小企業等経営強化法施行規則の規定にかかわらず、令和三年九月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現に承認を受けている経営革新計画及び前項の規定によりなお従前の例により申請して承認を受けている経営革新計画の変更に係る承認の申請については、この省令による改正後の中小企業等経営強化法施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則（令和四年二月一日経済産業省令第八号）

1 この省令は、公布の日から施行する。（施行期日）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附則（令和四年三月三十一日経済産業省令第二九号）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和四年六月二七日経済産業省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和四年八月三十一日経済産業省令第六七号）

1 この省令は、公布の日から施行する。（施行期日）

2 この省令の施行の際現に認定の申請がされている経営力向上計画（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十七条第一項に規定する経営力向上計画をいう。）に記載されている純資産の額が一定の額以上であることその他の要件については、なお従前の例による。

附則（令和五年三月三十一日経済産業省令第二一号）

（施行期日） 第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

第二条 この省令による改正後の中小企業等経営強化法施行規則（以下「新規則」という。）第七條の規定は、中小企業者（中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。附則第五条において同じ。）がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に法第五十二条第一項の規定により申請する先端設備等導入計画（法第五十二条第一項に規定する先端設備等導入計画をいう。第三項において同じ。）であつて施行日以後に同項の認定を受けようとするものに記載された先端設備等（法第十四条に規定する先端設備等をいう。）について適用する。

2 施行日前にされた法第五十二条第一項の認定の申請又は法第五十三条第一項の変更の認定の申請であつて、この省令の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについては、なお従前の例による。

3 施行日前にされた法第五十二条第一項の認定の申請に係る先端設備等導入計画に係る法第五十三条第一項の変更の認定の申請に係る処分については、なお従前の例による。

第三条 新規規則第八條の規定は、施行日以後に特定新規中小企業者（法第六條に規定する特定新規中小企業者をいう。以下この条において同じ。）により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合について適用し、施行日前に特定新規中小企業者により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合については、なお従前の例による。

2 施行日前にされたこの省令による改正前の中小企業等経営強化法施行規則（次項において「旧規則」という。）第九條第一項又は第十條第一項の規定による確認の申請であつて、この省令の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについては、なお従前の例による。

3 特定新規中小企業者は、施行日以後に当該特定新規中小企業者により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合においては、施行

日前に受けた旧規則第九條第一項又は第十條第一項の規定による確認に係る旧規則第九條第四項の様式第三による確認書を、新規規則第十一條第一項の申請書に同条第二号イに掲げる書類として添付することができる。この場合において、旧規則様式第三による確認書は、施行日後も、なおその効力を有する。

（経営力向上計画に関する経過措置）

第四条 新規規則第十六條第二項の規定は、特定事業者等（法第二条第六項に規定する特定事業者等をいう。以下この条において同じ。）が施行日以後に受ける法第十七條第一項の規定の認定（法第十八條第一項の規定による変更の認定を含む。以下この条において「認定」と総称する。）のうち施行日以後に申請がされるものに係る経営力向上計画（法第十七條第一項に規定する経営力向上計画をいう。以下この条において同じ。）に記載された法第十七條第三項に規定する経営力向上設備等について適用し、特定事業者等が、施行日前に受けた認定及び施行日以後に受ける認定のうち施行日前に申請がされたものに係る経営力向上計画に記載された同項に規定する経営力向上設備等については、なお従前の例による。

（事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画に関する経過措置）

第五条 新規規則第二十九條の規定は、中小企業者が施行日以後に受ける法第五十六條第一項又は第五十八條第一項の認定（法第五十七條第一項又は第五十九條第一項の規定による変更の認定を含む。以下この条において「認定」と総称する。）のうち施行日以後に申請がされるものに係る事業継続力強化計画（法第五十六條第一項に規定する事業継続力強化計画をいう。以下この条において同じ。）又は連携事業継続力強化計画（法第五十八條第一項に規定する連携事業継続力強化計画をいう。以下この条において同じ。）に記載された法第五十六條第二項第二号口又は第五十八條第二項第三号口に規定する事業継続力強化設備等（機械及び装置並びに建物附属設備に限る。以下この条において「事業継続力強化設備等」という。）について適用し、中小企業者が、施行日前に受けた認定及び施行日以後に受ける認定のうち施行日前に申請がされたものに係る事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に記載された事業継続力強化設備等については、なお従前の例による。

附 則（令和六年三月三〇日経済産業省令第二八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（社外高度人材の要件に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第八条第一項の認定の申請又は法第九条第一項の変更の認定の申請であつて、この省令の施行の際認定をするかどうかの処分がされてないものについては、なお従前の例による。

2 施行日前にされた法第八条第一項の認定の申請に係る社外高度人材活用新事業分野開拓計画（同項に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓計画をいう。）に係る法第九条第一項の変更の認定の申請に係る処分については、なお従前の例による。

（特定新規中小企業者の確認及び特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認に関する経過措置）

第三条 この省令による改正後の中小企業等経営強化法施行規則（以下「新規規則」という。）第三十一条及び第三十二条の規定は、施行日以後に特定新規中小企業者（法第六条に規定する特定新規中小企業者をいう。以下この条において同じ。）により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合について適用し、施行日前に特定新規中小企業者により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、なお従前の例による。

2 新規規則第三十一条第二項第四号の規定は、施行日以後に発行される新株予約権（同号に規定するものに限る。）を個人が取得した場合について適用する。

3 施行日前にされたこの省令による改正前の中企業等経営強化法施行規則（次項において「旧規則」という。）第九条第一項、第十条第一項、第十一項又は第十二条第一項の規定による確認の申請であつて、この省令の施行の際確認をするかどうかの処分がされてないものについては、なお従前の例による。

4 特定新規中小企業者は、施行日以後に当該特定新規中小企業者により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合においては、施行日前に受けた旧規則第九条第一項又は第十条第

一項の規定による確認に係る旧規則第九条第四項の様式第三による確認書を、新規規則第十一条第一項の申請書に同条第二号イに掲げる書類として添付することができる。この場合において、旧規則様式第三による確認書は、施行日以後も、なおその効力を有する。

様式第1（第9条関係）

様式第1 (第9条関係) 申請書 年 月 日 会社 所在地 役員・代表者の氏名 中小企業等経営強化法施行規則第9条第1項の認定に係る確認書(以下「確認書」という。)を提出するに同意する。また、提出書類を提出するに同意する。

様式第2（第10条関係）

様式第2 (第10条関係) 申請書 年 月 日 会社 所在地 役員・代表者の氏名 中小企業等経営強化法施行規則第10条第1項の認定に係る確認書(以下「確認書」という。)を提出するに同意する。また、提出書類を提出するに同意する。

様式第3（第9条関係）

様式第3 (第9条関係) 申請書 年 月 日 会社 所在地 役員・代表者の氏名 中小企業等経営強化法施行規則第9条第1項の認定に係る確認書(以下「確認書」という。)を提出するに同意する。また、提出書類を提出するに同意する。







株式会社 (第11条関係)

設立書

年 月 日

設立者

会社所在地  
 代表者の氏名 職

会社名  
 代表者の氏名 職

第1条は、1年 月 日の株式会社、株式会社、株式会社の設立に、株式会社等  
 設立の目的は、株式会社、株式会社の設立に、株式会社等  
 設立の目的は、株式会社、株式会社の設立に、株式会社等

第2条は、1年 月 日の株式会社、株式会社の設立に、株式会社等  
 設立の目的は、株式会社、株式会社の設立に、株式会社等

第3条は、1年 月 日の株式会社、株式会社の設立に、株式会社等  
 設立の目的は、株式会社、株式会社の設立に、株式会社等

株式会社 (第11条関係)

設立書

年 月 日

設立者

会社所在地  
 代表者の氏名 職

会社名  
 代表者の氏名 職

第1条は、1年 月 日の株式会社、株式会社の設立に、株式会社等  
 設立の目的は、株式会社、株式会社の設立に、株式会社等

第2条は、1年 月 日の株式会社、株式会社の設立に、株式会社等  
 設立の目的は、株式会社、株式会社の設立に、株式会社等

第3条は、1年 月 日の株式会社、株式会社の設立に、株式会社等  
 設立の目的は、株式会社、株式会社の設立に、株式会社等

株式会社 (第11条関係)

設立書

年 月 日

設立者

会社所在地  
 代表者の氏名 職

会社名  
 代表者の氏名 職

第1条は、1年 月 日の株式会社、株式会社の設立に、株式会社等  
 設立の目的は、株式会社、株式会社の設立に、株式会社等

第2条は、1年 月 日の株式会社、株式会社の設立に、株式会社等  
 設立の目的は、株式会社、株式会社の設立に、株式会社等

第3条は、1年 月 日の株式会社、株式会社の設立に、株式会社等  
 設立の目的は、株式会社、株式会社の設立に、株式会社等

株式会社 (第11条関係)

設立書

年 月 日

設立者

会社所在地  
 代表者の氏名 職

会社名  
 代表者の氏名 職

第1条は、1年 月 日の株式会社、株式会社の設立に、株式会社等  
 設立の目的は、株式会社、株式会社の設立に、株式会社等

第2条は、1年 月 日の株式会社、株式会社の設立に、株式会社等  
 設立の目的は、株式会社、株式会社の設立に、株式会社等

第3条は、1年 月 日の株式会社、株式会社の設立に、株式会社等  
 設立の目的は、株式会社、株式会社の設立に、株式会社等









様式第16 事業再編投資計画の不認定通知書 年 月 日

期 経済産業大臣 名

年 月 日付付で認定申請のあった事業再編投資計画については、下記の理由により認定をしないものとします。 記 不認定の理由

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第17 事業再編投資計画の変更に関する認定申請書 年 月 日

経済産業大臣 期 在 席 部

承認 部

年 月 日付付で認定を受けた事業再編投資計画については下記のとおり変更した1. ので、中央企業等経営強化計画の承認申請の趣旨に基づき認定を申請します。 記

1. 変更事項  
2. 変更事項の内容

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
(記載事項) 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

様式第18 事業再編投資計画の変更に関する認定通知書 年 月 日

期 経済産業大臣 名

年 月 日付付で変更認定申請のあった事業再編投資計画については、下記の理由により認定をしないものとします。 記 不認定の理由

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第19 認定事業再編投資計画の認定取消通知書 年 月 日

期 経済産業大臣 名

年 月 日付付で認定をした事業再編投資計画については、下記の理由により認定を取り消します。 記 認定を取り消す理由

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



様式第20 中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書 年 月 日

期 所管庁長の名義

中小企業等経営強化法第46条第1項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の同意を得たいので協議します。

別 紙 導入促進基本計画

- 1 先細設備等の導入の促進の目標
  - (1) 地域的人口構成、産業構造及び中小企業者の実態等
  - (2) 目標
  - (3) 実施手段に関する目標
- 2 先細設備等の種類
- 3 先細設備等の導入の促進の内容及び実施に関する事項
  - (1) 実施地域
  - (2) 実施業種・事業
- 4 評価期間
  - (1) 導入促進基本計画の計画期間
  - (2) 先細設備等導入促進の計画期間
  - (3) 先細設備等導入の促進に当たって配慮すべき事項

別紙の大きさは日本標準規格A4とする。

様式第21 中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の変更協議書 年 月 日

期 所管庁長の名義

年 月 日付まで同意を得た導入促進基本計画について、下記について別紙の上記内容に基づいて、中小企業等経営強化法第46条第1項の規定に基づき協議します。

別 紙

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容

別 紙 導入促進基本計画

- 1 先細設備等の導入の促進の目標
  - (1) 地域的人口構成、産業構造及び中小企業者の実態等
  - (2) 目標
  - (3) 実施手段に関する目標
- 2 先細設備等の種類
- 3 先細設備等の導入の促進の内容及び実施に関する事項
  - (1) 実施地域
  - (2) 実施業種・事業
- 4 評価期間
  - (1) 導入促進基本計画の計画期間
  - (2) 先細設備等導入促進の計画期間
  - (3) 先細設備等導入の促進に当たって配慮すべき事項

別紙の大きさは日本標準規格A4とする。

様式第22 先細設備等導入計画に該当認定申請書 年 月 日

期 任 高 平  
長 約 及 び  
代表者の名義

中小企業等経営強化法第52条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

別 紙

別紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

【申請書類】

申請書(以下の欄目)並びに、先細設備等導入計画の必要事項を記載し、中小企業等経営強化法第52条第1項の規定に基づき提出するものとする。

申請書は、別紙で先細設備等導入計画を記載する欄目においては、当該計画の代表事業者の代表者(その代表者の名義を記載し、当該事業者以外の先細設備等導入計画等申請書については、申請書の責任事業者の名義を記載する)による。

- 1 名称等
 

当該計画は、申請書に記載するものとする。

当該計画は、申請書に記載するものとする。

当該計画は、申請書に記載するものとする。
- 2 計画期間
 

当該計画は、申請書に記載するものとする。
- 3 実施地域
 

当該計画は、申請書に記載するものとする。
- 4 実施業種・事業

- ① 目的の達成状況
- ② 目的の達成状況について、売上増進、生産高増進、営業利益増、自己資本比率その他の財務指標の達成率を算出し、改善すべき項目等について記載すること。
- 4 先般設備導入の内容
  - (1) 事業の成長と発展戦略
    - ① 目的の達成内容
    - ② 導入する先般設備等と従前の設備について具体的に記載すること。
    - ③ 導入の経緯
  - (2) 先般設備導入の目的
    - ① 先般設備導入による事業の成長と発展の目的
    - ② 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ③ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ④ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ⑤ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ⑥ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ⑦ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ⑧ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ⑨ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ⑩ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ⑪ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ⑫ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ⑬ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ⑭ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ⑮ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ⑯ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ⑰ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ⑱ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ⑲ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ⑳ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ㉑ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ㉒ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ㉓ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ㉔ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ㉕ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ㉖ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ㉗ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ㉘ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ㉙ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ㉚ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ㉛ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ㉜ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ㉝ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ㉞ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ㉟ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ㊱ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ㊲ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ㊳ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ㊴ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ㊵ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ㊶ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ㊷ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ㊸ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ㊹ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ㊺ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ㊻ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ㊼ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ㊽ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ㊾ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。
    - ㊿ 先般設備導入による事業の成長と発展の目的を達成するための具体的な施策について記載すること。

別 紙

先般設備導入計画

1 名称等

1	事業名の氏名(法人名称)	
2	代表者名(事業責任者氏名(場合))	
3	法人番号	
4	登記簿記載の出資者の数	
5	常務取締役の人数	
6	正社員数	

2 計画期間

年 月 ~ 年 月

3 現況認識

① 自社の事業概要

② 自社の経営状況

4 先般設備導入の内容

(1) 事業の内容及び先般設備

① 先般設備の種類

② 導入の経緯

(2) 先般設備の導入による労働生産性向上の目標

現状	計画終了時の目標	稼働率
(A)	(B)	(C) / (A) × 100%
千円	千円	%

(3) 先般設備の種類及び導入時期

設備名/形式	導入時期	所在地
1	年 月	
2	年 月	
3	年 月	

4

5

設備等の種類	単価	数量	金額	備考
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
1				
2				
3				
4				
5				

設備等の種類	数量	金額
(千円)		(千円)
設備等の種類別		
合計		
合計		

5 先般設備導入に必要な資金の調達及びその調達方法

調達方法	調達方法	金額
(千円)	(千円)	(千円)

6 費用に関する事項

様式第23

先般設備導入計画の策定に関する承認申請書

年 月 日

策 定 者

策 定 者 名

代表者の氏名

年 月 日付で確定された先般設備導入計画について、下記に於いて制約の上り変更しないので、中小企業等経営強化法第5条第1項の規定に基づき申請します。

1. 策定事項

2. 策定事項の内容

備考

備考の大きさ、非商業用A4を4用紙、

法務省

策定事項の内容については、策定者と策定者に対して記載すること。

別 紙  
先般設備等導入計画

1 名称等  
 1 事業者の名称又は名称  
 2 代表者名（事業者が法人の場合は）  
 3 法人番号  
 4 資本金又は出資の額  
 5 資本金等に関する定款等の表  
 6 設立の経緯

2 計画期間  
 年 月 ～ 年 月

3 概況説明  
 ① 自社の事業概要  
 ② 自社の経営状況

4 先般設備等導入の内容  
 (1) 事業の状況及び実施時期  
 ① 具体的な実施内容  
 ② 将来の経過

(2) 先般設備等の導入による労働生産性向上の目標

項目	設備導入時の目標	終了年
(A)	(B)	(B-A) / A × 100
	千円	千円

(3) 先般設備等の種類及び導入時期

設備等名 / 型式	導入時期	現在地
1.	年 月	
2.	年 月	
3.	年 月	

4

5

設備等の種類	導入 （千円）	数量	金額 （千円）	備考
1.				
2.				
3.				
4.				
5.				

設備等の種類	数量	金額 （千円）
設備等の種類別 小計		
合計		

5 先般設備等導入に必要な資金の調達及びその調達方法

調達方法	資金調達方法	金額 （千円）

6 費用に関する事項

様式第24  
事業継続力強化計画に係る認定申請書

年 月 日

業 界

位 所  
業 種  
代表者の氏名及び住所

中小企業等経営強化法第9条第1項の規定に基づき、業種の範囲について認定を受けたいので申請します。

(説明)  
 前記の大きさは、日本標準規格A4とする。

(説明)  
 事業継続力強化計画  
 1 名称等  
 1 事業者の名称又は名称  
 2 代表者名（事業者が法人の場合は）  
 3 法人番号  
 4 資本金又は出資の額  
 5 資本金等に関する定款等の表  
 6 設立の経緯

2 事業継続力強化の目標  
 自社の事業活動の概要  
 事業継続力強化に関する目的  
 事業計画の事業内容等  
 事業計画の事業内容等  
 事業計画の事業内容等  
 事業計画の事業内容等  
 事業計画の事業内容等

事業継続力強化の内容 (1) 自然災害等が発生した場合における対応	項目	実施計画の内容	費用等の 見積り	事業継続の内容
--------------------------------------	----	---------	-------------	---------



1	人々の安全確保			
2	事業所の安全衛生計画の整備			
3	教育状況の把握			
4	その他			

(2) 事業継続力強化に関する取組の状況

1	業務改善等の実施した業務の名称	
2	人員削減の措置	
3	事業継続力強化に関する設備、機器及び設備の導入	
4	事業継続力強化に関する他の取組	
5	資金の調達手段の確保	
6	事業継続を確保するための取組等の実施	

(3) 事業継続力強化の取組の概要

1	目的	取組の名称/形式	実施地
2	開始日	年度	
3			
4			
5	取組の概要	取組の目的	効果
6			
7			
8			
9			
10			

総括事項

取組の概要	成果/課題
-------	-------

(4) 事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び担当並びにその代表者の氏名並びにその担当の取組

名称	
担当	
代表者の氏名	
担当の取組	
名称	
担当	
代表者の氏名	
担当の取組	
名称	
担当	
代表者の氏名	
担当の取組	

(5) 平時の製造性制・設備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実施に協力する者の取組

--	--

4 実施時期

年 月 日

5 事業継続力強化の実施するための必要な資金の確保に関する取組方法

取組方法	取組内容	取組の進捗状況	金額(千円)

6 その他

(1) 製造性制の概要(必要)

取組の概要	成果/課題
-------	-------

(2) その他事業継続力強化に関する取組(必要)

取組の概要	成果/課題
-------	-------

オンラインで製造性制(取組)に関する取組を実施しています。

--	--

製造性制(取組)が実施されています。

--	--

製造性制(取組)が実施されています。

--	--

(注1) 国土強靱化に貢献する取組を実施する取組

(注2) 事業継続マネジメントシステム(BCMS)の取組

様式第26

業務事業継続力強化計画に係る認定申請書

年 月 日

取組

取組の名称及び氏名

申請書等提出後強化計画(取組)の実施に基づき、評価の結果について認定を受けたかどうかを記載します。

(備考) 掲載の大きさとは、日本産業規格A4とします。

(9) 役員  
 役員候補者名簿  
 1. 氏名  
 (ア) 氏名  
 取締役の氏名又は名称  
 代表者の役員名及び氏名  
 監事名又は出席の額  
 職務  
 設立年月日  
 (イ) 役員候補者名簿も行う場合は、(次者を記入し)。  
 (ア) 氏名  
 取締役の氏名又は名称  
 1. 氏名  
 代表者の役員名及び氏名  
 監事名又は出席の額  
 職務  
 設立年月日  
 代表者の氏名又は名称  
 2. 氏名  
 代表者の役員名及び氏名  
 監事名又は出席の額  
 職務  
 設立年月日  
 代表者の氏名又は名称  
 3. 氏名  
 代表者の役員名及び氏名  
 監事名又は出席の額  
 職務  
 設立年月日  
 代表者の氏名又は名称

3. 役員候補者名簿も行う場合は、(次者を記入し)。  
 (ア) 氏名  
 取締役の氏名又は名称  
 1. 氏名  
 代表者の役員名及び氏名  
 監事名又は出席の額  
 職務  
 設立年月日  
 代表者の氏名又は名称  
 2. 氏名  
 代表者の役員名及び氏名  
 監事名又は出席の額  
 職務  
 設立年月日  
 代表者の氏名又は名称  
 3. 氏名  
 代表者の役員名及び氏名  
 監事名又は出席の額  
 職務  
 設立年月日  
 代表者の氏名又は名称

4. 役員候補者名簿も行う場合は、(次者を記入し)。  
 (ア) 氏名  
 取締役の氏名又は名称  
 1. 氏名  
 代表者の役員名及び氏名  
 監事名又は出席の額  
 職務  
 設立年月日  
 代表者の氏名又は名称  
 2. 氏名  
 代表者の役員名及び氏名  
 監事名又は出席の額  
 職務  
 設立年月日  
 代表者の氏名又は名称  
 3. 氏名  
 代表者の役員名及び氏名  
 監事名又は出席の額  
 職務  
 設立年月日  
 代表者の氏名又は名称

4. 役員候補者名簿も行う場合は、(次者を記入し)。  
 (ア) 氏名  
 取締役の氏名又は名称  
 1. 氏名  
 代表者の役員名及び氏名  
 監事名又は出席の額  
 職務  
 設立年月日  
 代表者の氏名又は名称  
 2. 氏名  
 代表者の役員名及び氏名  
 監事名又は出席の額  
 職務  
 設立年月日  
 代表者の氏名又は名称  
 3. 氏名  
 代表者の役員名及び氏名  
 監事名又は出席の額  
 職務  
 設立年月日  
 代表者の氏名又は名称

4. 役員候補者名簿も行う場合は、(次者を記入し)。  
 (ア) 氏名  
 取締役の氏名又は名称  
 1. 氏名  
 代表者の役員名及び氏名  
 監事名又は出席の額  
 職務  
 設立年月日  
 代表者の氏名又は名称  
 2. 氏名  
 代表者の役員名及び氏名  
 監事名又は出席の額  
 職務  
 設立年月日  
 代表者の氏名又は名称  
 3. 氏名  
 代表者の役員名及び氏名  
 監事名又は出席の額  
 職務  
 設立年月日  
 代表者の氏名又は名称



5.	役員及び監査役の氏名	
	役員等職務の履行に妨げを及ぼすおそれがある場合、取締役及び監査役の選任	役員等選任おそれおそれの説明
6.	事業活動の継続するに当たっての資金の調達方法	
	役員等職務の履行に妨げを及ぼすおそれがある場合	役員等選任おそれおそれの説明
7.	事業活動の継続するに当たっての重要情報の開示	
	役員等職務の履行に妨げを及ぼすおそれがある場合	役員等選任おそれおそれの説明

8. 役員等職務の履行に妨げを及ぼすおそれがある場合

1.	役員	役員等の氏名/役職	理由
2.			
3.			
4.			
5.			

1.	役員等職務の種類	人数(千名)	数量	金額(千円)
2.				
3.				

9. 役員等職務の履行に妨げを及ぼすおそれがある場合

1.	役員等職務の種類	人数(千名)	数量	金額(千円)
2.				
3.				

10. 役員等職務の履行に妨げを及ぼすおそれがある場合

1.	役員等職務の種類	人数(千名)	数量	金額(千円)
2.				
3.				

11. 役員等職務の履行に妨げを及ぼすおそれがある場合

1.	役員等職務の種類	人数(千名)	数量	金額(千円)
2.				
3.				

12. 役員等職務の履行に妨げを及ぼすおそれがある場合

1.	役員等職務の種類	人数(千名)	数量	金額(千円)
2.				
3.				

13. 役員等職務の履行に妨げを及ぼすおそれがある場合

1.	役員等職務の種類	人数(千名)	数量	金額(千円)
2.				
3.				

14. 役員等職務の履行に妨げを及ぼすおそれがある場合

1.	役員等職務の種類	人数(千名)	数量	金額(千円)
2.				
3.				

15. 役員等職務の履行に妨げを及ぼすおそれがある場合

1.	役員等職務の種類	人数(千名)	数量	金額(千円)
2.				
3.				

役員等職務の履行に妨げを及ぼすおそれがある場合、取締役及び監査役の選任にその代表者の氏名並びにその職務の氏名

様式第27

役員等職務の履行に妨げを及ぼすおそれがある場合

年 月 日

代表者の氏名及び氏名

年 月 日付に「認定金」を受けた「役員等職務の履行に妨げを及ぼすおそれがある場合」について下記のとおり変更したため、本役員等職務の履行に妨げを及ぼすおそれがある場合の「認定金」を請求する旨を請求します。

1. 役員等職務の種類  
2. 役員等職務の内容

(備考)  
用紙の大きさは、日本標準規格に準じます。



